

農林水産関係事業（その 3）の取扱いについて

農林水産関係事業（その 3）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 10 月 27 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-9	農林水産関係事業（その 3）の取扱い について
<p>1 農業研修施設・体験農業施設の管理 農業研修施設及び体験農業施設の管理運営並びに利用料金等については、 現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>2 特産物施設管理 運営主体の役割や経営内容等を勘案し、個々の状況に応じた支援策を講じ ており、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>3 漁業協同組合 事務局等の運営体制及び補助制度（目的・金額等）については、新町建設 計画等における取り組み方針及び各漁業協同組合の状況を勘案しながら、新 町発足までに調整する。</p>		